破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２００号
新潟市江南区舞潟1285番地
債務者　藤澤利津子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０３号
愛知県稲沢市小池２丁目８番25号
債務者　谷崎　利一
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２２７号
函館市本通１丁目19番25号　幸福アパートメント２号室、申立時住所函館市川原町13番１号　ベイロード102号
債務者　浅野　　進
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２３４号
北海道北斗市久根別５丁目13番５号
債務者　安宅　浩一
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２４２号
函館市上湯川町６番24―302号、住民票上の住所函館市上湯川町15番３号
債務者　佐々木　達
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで　函館地方裁判所

平成２６年（フ）第４１号
和歌山県田辺市学園19番４号　１－３号室
債務者　宝槌宏こと　寶槌　　宏
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第４５号
和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2399―３、住民票上の住所和歌山県田辺市新庄町477番地
債務者　柏木　健二
1　決定年月日時　平成26年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月23日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第２７８７号
大阪市住吉区清水丘２丁目28番８号
債務者　山本真一朗
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３００９号
大阪府吹田市原町４丁目22番３―603号
債務者　小野　　強
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１６２号
大阪市西淀川区佃１丁目26番４―805号
債務者　米田　　剛（旧姓阪本）
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２５６号
大阪市都島区友渕町１丁目５－５―608、住民票上の住所大阪市淀川区宮原５丁目９番39―206号
債務者　武田　幹夫
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３２７２号
大阪府吹田市西の庄町４番４号、申立時の住所大阪府吹田市寿町１丁目20番１―203号
債務者　岡村　精子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３３０号
大阪府八尾市恩智北町１丁目51番地　グランドシャトータカオ恩智102号
債務者　滝口　栄策
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３７２号
大阪市平野区長吉長原西３丁目10番33号アクティ21―302号
債務者　岡本　秀子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４５９号
大阪市生野区勝山北１丁目４番10号
債務者　吉田　昌代
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５８０号
大阪市西区境川１丁目５番27―303号
債務者　橘　　朋子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６２５号
大阪市阿倍野区文の里４丁目21番25―701号
債務者　江上さわみ
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部